

○豊中市にぎわい事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市にぎわい事業助成金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、豊中市域において、まちのにぎわいづくりを行う団体又は個人に対し、予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、前項に規定する助成を、公募により行うことができる。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 複数の者によって構成される団体
 - (2) 行政が事務局に参加していない団体
 - (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体ではないもの
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないもの
 - (5) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないもの
- 2 助成の対象となる個人は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。
- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある個人ではないこと
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある個人ではないこと

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市が実施する他の制度による助成を受けている又は受ける予定の事業を除く。

- (1) 助成対象団体又は個人が市域において自ら実施する事業等であり、広域へ情報発信することにより誘客の向上を図るものであること
- (2) 来街者を多数呼び込むことにより地域のにぎわいを創出し、地域の活性化を継続的に実施する事業等であること。また、市が定める分野に関連する事業等であること
- (3) 営利を目的としない事業等であること
- (4) 関係法令に適合すること
- (5) 助成金の交付決定を受けた日から、助成金の交付決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内に実施する事業等であること
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とする行為をしない事業等であること
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的とした行為をしない事業等であること

- (8) 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業等であること
- 2 同一の事業等に対する助成金の交付は、3回を限度とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1とする。

- 2 前項の規定により算出した額と収入の見込み額の合計額が助成対象経費の合計額を上回る場合は、当該上回る額の2分の1の額を前項の規定により算出した額から差し引いた額を助成金の額とする。ただし、第16条の規定に基づく交付確定を行う場合は、前項の規定により算出した額に代えて、交付決定額を用いることとする。
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 前3項の規定により算出した助成金が30万円を超える場合は、前3項の規定にかかわらず助成金の額は30万円とする。
- 5 助成金の額を決定するにあたり、第9条の意見を踏まえ、前4項の規定に基づき算出した額から減額する場合がある。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第4条に規定する助成対象事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、助成対象年度内に支出されたものとする。ただし、会場予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではない。

- 2 前項の助成対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(公募)

第7条 公募は、公募開始前に発行される市の広報誌及びホームページへの掲載並びに公共施設等におけるちらしの配架その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、予算の範囲内で、市長が適当と認めるときは、複数回行うことができる。

(助成金の交付申込)

第8条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）又は個人は、所定の申込期間内に、次に掲げる書類を添えて、豊中市にぎわい事業助成金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める書類については、この限りではない。

- (1) 豊中市にぎわい事業助成金事業計画書（様式第2号）
- (2) 豊中市にぎわい事業助成金事業予算書（様式第3号）
- (3) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）
- (4) 事業実施場所の地図
- (5) 申込団体の中心となる団体の役員名簿
- (6) 申込団体の中心となる団体の定款、会則その他これらに類するもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成金の申込みは、1回の公募について1団体又は個人につき1事業とする。

- 3 申込団体又は個人が、過去に第14条第1項第4号に基づく決定の取消し等を受けている場合、市長は、申込みを棄却することができる。

(審査)

第9条 審査は、豊中市にぎわい事業助成金審査委員会設置要綱に基づき設置された豊中市にぎわい事業助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。ただし、緊急、その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

- 2 審査委員会は、交付申込書及びその添付書類について、審査基準4項目（公益性・実現可能性・自立発展性・地域貢献性）に基づき審査するものとする。また、審査の採点結果が得点率50%未満の場合は不交付とする。
- 3 審査委員会は、必要に応じて、申込団体又は個人に対し聞き取り調査を行うことができる。

(決定等の通知)

第10条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市にぎわい事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体又は個人に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、豊中市にぎわい事業助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第11条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）又は個人は、当該通知に係る助成金の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に豊中市にぎわい事業助成金取下げ申込書（様式第6号）を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による取下げ申込書が提出されたときは、それを受理し、豊中市にぎわい事業助成金取下げ受理通知書（様式7号）により、当該申込団体又は個人にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により申込みの取下げを受理したときは、当該申込み及び申込みに係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画書等の変更)

第12条 交付決定団体又は個人は、第8条各号に定める申込書類（以下「計画書等」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市に相談しなければならない。

- 2 相談後、変更の手続きをする場合は、変更後の計画書等を添えて、豊中市にぎわい事業助成金事業変更申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると市長が認める場合はこの限りではない。
- 3 市長は、前項の変更申込書の提出を受けたときは、計画書等の変更を認めるか否かを決定するものとする。
- 4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る交付決定額を変更する必要があるときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。
- 5 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市にぎわい事業助成金事業変更決定通知書（様式第9号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。
- 6 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

(決定の変更)

第13条 市長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の変更を行ったときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）前条第5項に定める様式第9号により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定団体又は個人が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す（以下「決定の取消し」という。）ことができる。

- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき
- (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 当該交付決定事業において偽りその他不正な行為があったと認められたとき
- (5) 第15条各号の書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき
- (6) その他特別の必要が生じたとき

2 市長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行ったときは、その旨（第19条の規定により助成金の返還を命ずるときは、返還額及び納期を含む。）を豊中市にぎわい事業助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定団体又は個人に通知するものとする。

3 前2項の規定は、交付決定事業等について交付すべき助成金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定団体又は個人は、当該交付決定事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内（完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が助成対象年度の3月31日を越える場合は、3月31日まで）に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

- (1) 豊中市にぎわい事業助成金 事業実績報告書（様式第11号）
- (2) 豊中市にぎわい事業助成金 事業決算書（様式第12号）
- (3) 豊中市にぎわい事業助成金 事業出納簿（様式第13号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び通知）

第16条 市長は、前条の実績報告書等に基づき助成金の額を確定し、豊中市にぎわい事業助成金交付額確定通知書（様式第14号）により、その旨を交付決定団体又は個人に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第17条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体又は個人は、すみやかに豊中市にぎわい事業助成金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付時期）

第18条 助成金の交付は、第10条第1項の規定により助成金の交付を決定した事業（以下「交付決定事業」という。）の完了後に行うものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、計画書等の変更を認めると決定したとき及び決定の変更並びに決定の取消しを行った場合において、当該計画書等の変更の決定及び決定の変更並びに決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体又は個人に命ずることができる。

(事業報告会)

第20条 市長は、交付決定団体又は個人に対する助成の結果を公開し、交付決定団体又は個人と市民が意見を交換する機会とするため、公開の事業報告会を開催する。

2 交付決定団体の代表者等又は個人は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

(帳簿等の整備)

第21条 交付決定団体又は個人は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存しなければならない。

(指示及び検査)

第22条 市長は、当該助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体又は個人に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示を行うとともに検査をすることができる。

(その他の事項)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市活力部長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月25日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年5月22日から実施する。

この要綱は、令和2年8月17日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年2月24日から実施する。

この要綱は、令和5年2月20日から実施する。

この要綱は、令和6年2月14日から実施する。

この要綱は、令和7年2月3日から実施し、令和7年度に交付する助成金から適用する。

この要綱は、令和8年2月2日から実施し、令和8年度に交付する助成金から適用する。

(様式第1号)

年 () 年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 交付申込書

豊中市長 あて

(申込者) 氏名又は団体名 :

住所又は団体所在地 : 〒

代表者の役職・名前 :

メー ル :

問 合 せ 先 :

(市ホームページ等で公表可能な電話番号)

豊中市にぎわい事業助成金の交付を受けたいので、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

1. 交付申込事業の名称

「 _____ 」

2. 事業実施にかかる助成対象経費総額・交付申込額

助成対象経費総額 _____ 円

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

交付申込額 _____ 円

※交付申込額は「助成対象経費総額の2分の1」と「収入の見込み額」の合計額が助成対象経費総額を上回る場合は、当該上回る額の2分の1の額を「助成対象経費総額の2分の1」から差し引いた金額としてください。

3. 同一事業等の実施において当該助成金の交付を受けた回数^(3回が上限)

(_____ 回・前回交付年度：西暦 _____ 年度)

4. 担当者情報 (申込者と異なる場合のみ記入)

担当者氏名		電話番号		メール	
-------	--	------	--	-----	--

本人確認ができるもの (マイナンバーカード、旅券、運転免許証等の写し)、法人においては、上記に加え法人が発行した身分証明書を添付してください。裏面につづく

誓約事項

1. (団体の場合) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体ではありません。
2. (個人の場合) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある個人ではありません。
3. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体、もしくは個人ではありません。

私は、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱の規定に基づき市に助成の申込みをするにあたり、上記事項を誓約します。

年 (年) 月 日

豊 中 市 長 あて

住所

団体名

代表者名・個人名

※当該事業において、偽り又は不正な行為があったと認められた場合は、決定の取消し等を検討することがあります。

(職員記入欄)

本人確認日： 年 (年) 月 日 時頃

確認書類：マイナンバーカード 旅券 運転免許証 その他 ()

法人の場合、上記に加え：法人が発行した身分証明書

本人確認済み 確認者：

豊中市にぎわい事業助成金 事業計画書

(年度)

1. 事業名		
2. 実施主体名		
共催者名		
3. 事業詳細		
(1) 実施日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	
(2) 実施場所	※住所を記載し、別途、実施場所の地図を添付してください	
(3) 実施内容		
(4) 想定する参加者・観客数(人)		
(5) 警備体制	(警備配置人数や警備委託会社の情報などを記載し、別途、警備配置図面を添付してください。)	
4. 周知計画 (市内外への周知方法とそれにより見込まれる参加者・観客数)		
	方法 (媒体や部数、場所や発信頻度など具体的に)	獲得できる参加者・観客数の見込み
市内在住者向け		人
市外在住者向け		人
5. 事業の特徴		
6. 本助成金を活用する社会的意義		
7. 今後、自立し継続的に活動していくための計画		

豊中市にぎわい事業助成金 事業予算書

団体・個人名

事業名

実施年度

収入の部

単位：円

収入費目	収入内容	積算根拠 (単価×回数など)	小計
補助金等	豊中市にぎわい事業助成金 (一部助成)		
事業収入			
会費収入			
寄附金収入			
その他			
		(A) 合計	
(B) 調整額 ((A)収入の合計 - (D)支出の合計)			
(C) 調整額控除後の収入 ((A)収入の合計 - (B)調整額)			

※ (B)及び(C)は収入の合計額が支出の合計を超える場合のみ記入

支出の部 (助成対象経費のみ記載)

単位：円

支出費目	支出内容	積算根拠 (単価×回数など)	小計
人件費			
謝礼金			
旅費交通費			
消耗品費			
広告宣伝費			
手数料			
通信運搬費			
保険料			
使用料及び賃借料			
委託料			
その他の経費			
↑該当がない費目は削除してください		(D) 合計	

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

※金額の根拠を明示してください。

例、カタログ・見積書などの添付

例、講師謝礼金の場合、日付、講師予定者の名前、肩書きを記入

※物販にかかる経費を区別して記載してください。

※ (A) 収入合計 (C)に記載がある場合は (C) と (D) 支出合計が同じ額になるよう注意してください。

(様式第4号)

豊活魅第 号

年 (年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 交付決定通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付けで申込みのあった豊中市にぎわい事業助成金について、次のとおり決定しましたので、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

交付決定事業の名称	
交 付 決 定 額	
交 付 の 条 件	

(様式第5号)

豊活魅第 号

年 (年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 不交付決定通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付で申込みのあった豊中市にぎわい事業助成金について審査した結果、不交付と決定しましたので、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

事業の名称	
不交付の理由	

(様式第6号)

年（ 年） 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 取下げ申込書

豊中市長 あて

年（ 年） 月 日付け豊活魅第 号で交付決定された下記の事業について、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第11条第1項の規定により豊中市にぎわい事業助成金の申し込みを取り下げます。

氏名：

住所：〒

申込団体・個人名	
住 所	〒
代 表 者 名	
交 付 決 定 事 業 名	
交 付 決 定 額 （ 円 ）	
取 下 げ 理 由	

(様式第7号)

豊活魅第 号

年 (年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 取下げ受理通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付け豊活魅第 号で交付決定した豊中市にぎわい事業助成金について、下記の事業について申込みの取下げを受け付けましたので、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第11条第2項の規定により通知し、同条第3項の規定により交付の決定はなかったものとみなします。

事業名	
-----	--

豊中市にぎわい事業助成金 事業変更申込書

豊中市長 あて

(申込者) 氏名又は団 体 名 :

住所又は団体所在地 : 〒

代表者の役職・名前 :

年 (年) 月 日付け豊活魅第 号で交付決定された事業に係る変更を、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第12条第2項の規定により申し込みます。

交付決定事業の名称		
変 更 内 容	変更前	変更後
変 更 理 由		

(様式第9号)

豊活魅第 号

年 (年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 事業変更決定通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付け豊活魅第 号で交付決定した事業に係る変更決定内容を、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第12条第5項の規定により通知します。

交付決定事業の名称		
変更決定内容	変更前	変更後
変更決定理由		
決定額の変更		
返還金の有無		

(様式第10号)
豊活魅第 号
年 (年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 交付決定取消通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付け豊活魅第 号で交付決定した<団体名・個人名>の豊中市にぎわい事業助成金の交付について、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第14条第1項の規定により交付決定の全部を取り消しましたので、通知します。

事業名	
取消内容	
取消理由	
返還金の有無	

豊中市にぎわい事業助成金 実績報告書

豊中市長 あて

(申込者) 氏名又は団体名：
 住所又は団体所在地：〒
 代表者の役職・名前：

年() 年) 月 日付けで申し込み、年() 年) 月 日豊活魅第 号
 で交付決定された事業に係る実績を、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第15条の規定により、①事
 業決算書、②事業出納簿、③領収書の原本とその写しを添えて報告します。

交付決定事業の名称			
助成対象経費総額(円)			
実施日時			
実施場所			
事業に関わった人数	(事業の参加者数・観客数)	市内在住	市外在住
		人	人
	(スタッフなど、事業運営関係者数)	市内在住	市外在住
		人	人
事業実施により得られた成果(「にぎわいを創出した」として捉えられる結果)			
実施内容の詳細	別紙のとおり		

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

(様式第 1 2 号)

豊中市にぎわい事業助成金 事業決算書

団体・個人名 _____
事業名 _____
実施年度 _____

収入の部

単位：円

収入費目	収入内容	積算根拠 (単価×回数など)	小計
補助金等	豊中市にぎわい事業助成金 (一部助成)		
事業収入			
会費収入			
寄附金収入			
その他			
		(A) 合計	
		(B) 調整額 ((A) 収入の合計 - (D) 支出の合計)	
		(C) 調整額控除後の収入 ((A) 収入の合計 - (B) 調整額)	

※ (B) 及び (C) は収入の合計額が支出の合計を超える場合のみ記入

支出の部 (助成対象経費のみ記載)

単位：円

支出費目	支出内容	積算根拠 (単価×回数など)	小計
人件費			
謝礼金			
旅費交通費			
消耗品費			
広告宣伝費			
手数料			
通信運搬費			
保険料			
使用料及び賃借料			
委託料			
その他の経費			
↑ 該当がない費目は削除してください		(D) 合計	

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
※交付申込事業予算書(様式第3号)と対比できるように記入してください。
※物販にかかる経費を区別して記載してください。
※(A) 収入合計 (C)に記載がある場合は(C)と(D)支出合計が同じ額になるよう注意してください。

豊中市にぎわい事業助成金 事業出納簿 (支出)

団体・個人名

事業名

実施年度

※日付が古い順に領収書番号を付番してください。

※支出は、助成対象経費のみ記載してください。

領収書 No	日付 (年月日)	費目	内容	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

行が不足した場合は挿入するか、2枚目を作成してください。(2枚目を作成する場合は、団体名等も記載してください)

豊中市にぎわい事業助成金 事業出納簿 (収入)

団体・個人名

事業名

実施年度

※日付が古い順に領収書番号を付番してください。

No	日付 (年月日)	費目	内容	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

行が不足した場合は挿入するか、2枚目を作成してください。(2枚目を作成する場合は、団体名等も記載してください)

(様式第14号)

豊活魅第 号

年 (年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 交付額確定通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付けで申込みがあり、 年 (年) 月 日付け豊活魅第 号で交付決定した下記事業の助成金額が、次のとおり確定しましたので、豊中市にぎわい事業助成金交付要綱第16条第1項の規定により通知します。

交付決定事業の名称	
交 付 確 定 額	

年 (年) 月 日

豊中市にぎわい事業助成金 交付請求書

豊中市長 あて

(請求者) 氏名又は団体名 :
住所又は団体所在地 : 〒
代表者の役職・名前 :

年 (年) 月 日付けで申し込み、年 (年) 月 日付け豊活魅
第 号で交付額確定された豊中市にぎわい事業助成金の交付について、豊中市にぎわい事業助成
金交付要綱第17条の規定により請求します。

交付決定事業の名称	
交付請求額 (円)	

■振込先 ※団体または代表者の名義のものにしてください

(フリガナ)		
口座名義人		
金融機関名	銀行・金庫	
	本店・支店	
口座番号	普通 当座	NO.